

## 平成30年度 第1回花緑検討小委員会 議事録

- 1 日 時 平成31年3月26日（火）13:00～14:30
- 2 場 所 兵庫県庁第3号館6階第6委員会室
- 3 出席者 大藪委員、岡委員、中野委員、平田委員長、森川委員、森山委員、山田委員
- 4 内 容

- (1) 花緑検討小委員会の検討事項について
- (2) 県民まちなみ緑化事業の評価・検証作業の概要について

### 【事務局より説明】

- (1) 資料3～5、参考資料7により説明
- (2) 資料6・7により説明

### 【委員からの意見等】

(委 員) 今日第1回目でもあるので、委員のみなさまにはご自由にご議論いただき、今後の作業の参考となる知見を提供いただきたい。

なお、午前中に開催されたまちづくり審議会において、この小委員会の設置が承認されたところであるが、その際に出された意見として、

- ・ 県民まちなみ緑化事業の目的について、環境や防災の視点以外に、例えば商店街の空きスペースを芝生広場にする事で賑わいの復活を図るといった“緑による賑わい創出”といった視点が必要ではないか。
- ・ 新規の植樹だけでなく、大木・保存樹のように現時点でかなり大きな効果を発揮しているものがきちんと保全されていくための維持管理へのサポートが必要ではないか。

といったものがあつた。

県民まちなみ緑化事業は目的税である県民緑税に依存しているので、納税者に納得いただける成果を出し、説明していくことが必要である。そういった視点で、評価・検証を進めていきたい。

(委 員) 参考資料3に掲載されている「災害に強い森づくり事業」は、今回の検証の対象ではないのか。

(事務局) 「災害に強い森づくり事業」の検証作業については、別途、担当部局において実施されているところである。

(委 員) 賑わいづくりのスペースとしての里山の有効活用、という視点があるのではと思い質問したが、担当部局が別であることは承知した。

(事務局) ご意見について、担当部局にお伝えする。また、ひょうご花緑創造プランに位置づける推進施策の検討にあたり、今後の検討の参考にさせていただく。

(委員) 資料6の4ページに維持管理状況についての記載があるが、ここでいう維持管理とは具体的にどのような内容を指しているのか。

(事務局) 資料は県民まちなみ緑化事業の実施箇所の管理状況を整理した内容であり、具体的には、各県民局等に設置している緑のパトロール隊が行う巡回指導の中で、目視や聞き取りにより、植栽した樹木や芝生等の生育状況を調査したものである。

(委員) 事業を実施した後に行う樹木の整形や落ち葉の処理などに要する費用は、住民自ら負担しているということか。

(事務局) 県民まちなみ緑化事業では、当初の施工にかかる資材費・施工費を補助の対象としており、維持管理については各団体をお願いしているところである。

(委員) 維持管理状態が悪化しているものの中には、一生懸命管理しているが利用頻度が高いがために悪化しているものと、ほとんど維持管理をしていないために悪化しているものがあり、その差が大きいと思う。全てを支援すべきかどうかという点の判断に迷うところである。

(事務局) 使用頻度が高く、手を加えても改善しないといった例が多くあることは聞いている。一生懸命管理をされている方をどのように支援していくのか、今回の検証の中で検討していきたい。第2期の評価・検証でも維持管理状況が課題になったことを踏まえ、専門家バンクによる講習会受講の義務づけという方策を取ったが、依然としてそのような状況もあるので、もう少し踏み込んだ整理が必要と考えている。

(委員) これだけの猛暑となると、緑化に向く品種も変わってくるので、推奨すべき品種やその維持管理方法に関する知識の提供が必要になってくると思う。

また、先ほど賑わいづくりの話が出たが、あまりにも暑くなっているので出かけるどころではないという面もある。花緑に求められる役割は、もう少しシビアなものになっているのではないかと。当初からの目的であるヒートアイランド対策、気候変動への対策として、もう少し機能すべきではないかと思う。屋上緑化や壁面緑化は効果のある対策として当初挙げられていたが、これまでの経験を踏まえ、それらが本当に推奨すべきものなのかを検証する必要があると思う。また水部門との連携なども考えられる。

(委員) ここ数年の熱環境の激化といった状況について、委員のご意見はいかがか。

(委員) 昨年は梅雨明けが早くて7月が非常に暑かったり、台風が例年以上に大きな被害をもたらしたりした。一般的に考えると、今後もそういった機会が増えるということだと思う。資料7に「環境をとりまく近年の状況」の記載があるが、熱中症

による救急搬送者の増加について、室内で熱中症になって搬送されるケースが多いと思うので、どの程度関連性があるか定かではないが、屋内で冷房をかけなかったということだけではなく、間接的には屋外での行動により蓄積された日射による影響もあるのではないかと思う。

(委員) 熱環境が激化する中で、採用する植物種を見直す必要があるのではないかという点について、委員のご意見はいかがか。

(委員) 昨年の夏、東京のお台場の広い舗装面に仮設型の緑陰施設を作る実験を国土交通省が行い、私も立ち会ったが、あまりにも暑すぎたためか、ヘデラ・ヘリックスがほぼ全て枯れてしまった。ヘデラは最も強いつる性植物の一つであるので非常に驚いた。一方でゴーヤやヘチマなどは平然と生い茂っているのを見て、極めて暑い環境の中で緑化する際の植物種として、それらの選択が可能だと感じたが、一年性の植物は現在の緑化行政の対象としてはなじまない部分があり、仮設のプランターにゴーヤなどを植える際に補助するというのは現在の制度では難しい。夏場だけ設置する緑陰施設の設置に対して補助し、それに毎年苗を植えて夏の間だけ使用し、涼しくなったら撤去して翌年に向けて保管しておく、といったことが可能となれば、都心部に積極的に設置することができるのではないか。行政が行う事業として適切かという検討が十分必要ではあるが、技術的には十分可能であろうと思う。

(事務局) 県民まちなみ緑化事業をはじめとした緑化事業では、基本的には恒久的に維持される緑化を支援の対象としているが、夏場の対策が必要であることも事実である。検討の一要素にしていきたい。

(委員) こういったことは納税者が納得するかどうか重要。民間人が自主的に公共的な貢献をしてくれたことに対して、自分も受益をしたのだから税金を使ってサポートしても構わない、と納税者が思うことである。恒久的ではなく時限的な緑化に対して、どのぐらいのサポートなら納税者が納得するのかという点を探ることが必要だと思う。

(委員) 資料7に費用対効果についての記載があるが、住民主体の事業であることを踏まえると、費用対効果だけではなく、県民まちなみ緑化事業により何人が恩恵を受けた、あるいは何人が参加したという点を指標にしても良いのではと思う。

(委員) 納税者の納得という面からも恩恵を受けた人や参画した人の数は重要であるし、例えばそれが全国何番目のレベル、ということまで言えれば、納得以上にプライドも生まれてくるように思う。

参考資料5に校庭の芝生化について全国最高水準レベル、という記載があるが、これについては知らなかったもので、もう少し教えてほしい。

(事務局) 参考資料5は、第3期事業を開始する際の事業計画として整理したものである。第2期事業の評価・検証において見えた課題を踏まえて方針を策定し、3つの

目標を設定したが、このうち「②校庭の芝生化の推進」として、当時の大阪府公立小学校の18%や東京都公立幼稚園・小学校の23%を上回る24%の芝生化を達成するのに必要な数字として、5年間で250校庭という目標とした。

(委員) では、既に全国最高レベルにあるというわけではないということか。

(事務局) 資料7の「第3期事業の目標・指標の達成状況」にも記載しているが、目標のうち「住民団体による緑化活動の推進 600団体/5年」は現在の進捗率が98%であり達成可能であるが、「校庭の芝生化の推進 250校庭/5年」は進捗率29%、「人口集中地区における緑化面積 50ha/5年」は進捗率37%であり、達成が少し難しい状況である。この点が第3期の課題であり、次期の施策展開を検討する必要があると考えている。

(委員) 資料4を見ると、県民まちなみ緑化事業で行われるような点的・面的な緑化の推進については書かれているが、道路や河川といった線的な緑化への波及が全く触れられていない。兵庫県では県道の緑化はどうなっているのか、樹木の本数は増えたのか、公園の面積の増加や質的な向上があったのか、等について、ひょうご花緑創造プランに目標値が設定されているのか教えてほしい。

(事務局) ひょうご花緑創造プランでは幅広い意味で花緑を捉えており、明確にはしていないものの街路樹なども含んだ形で網羅している。以前は別に策定していた広域緑地計画の要素も取り込んでおり、地域としては自然公園の区域なども含んでいるが、目標自体は都市地域を中心とした分かりやすいものを設定している。

(委員) このプランの概要を読んでいると、非常にふわふわとしている。しっかりとした目標値を設定した上で、それをどういう形で具現化していくのかという点が見えてこない。別途、道路部局で計画を持っているのかもしれないが、その内容も踏まえた上で、県民緑税を使ってどういったことを重点的にやっていくのかを考えていかないといけないと思う。県民まちなみ緑化事業による点や面の緑化だけでは限界があり、それをどのようにつなぐのかを県として考える必要がある。そういった要素が現行のプランに無いのであれば、もう少し骨太な計画に変えることも含めて検討する必要があるのではと思う。

(事務局) このプランは平成19年に策定したものを平成28年に改定しているが、改定前のプランには緑をどれだけ増やしていく、という目標をはっきり書いていたが、改定にあたり、量より質を高めるという趣旨で、現行の形に刷新した。プランに位置づけている推進施策がそれぞれに計画などを持っているので、それらを進捗状況をはかるための指標として採用している状況である。

(委員) 質というものをどういう形で担保していくのかを、今回の中間評価・見直しにあたってもう少し考える必要があるのではないか。例えば街路樹を切る場合でも、ただ単に切るのではなく景觀に配慮して切るといったことを目標化するなど。

(委員) ひょうご花緑創造プランの方に議論が移ったが、他の委員の意見はいかがか。

(委員) 資料6の5ページ目の「波及的効果を創出している事例」としてキセラ川西での事業が紹介されているが、確かにこの事業によって、川西市に日本一の里山があり、豊臣秀吉の時代以前から有名な炭の生産地であったことを住民が知る大きなきっかけになり、地域の歴史や伝統にプライドを持つことにつながっていると感じる。資料4で、ひょうご花緑創造プランの目的として「県民のゆたかなくらしの実現に寄与」というキーワードがあるが、質や波及効果をどのように考えるのかを検討するにあたり、花緑が住民が地域に誇りを持つきっかけとなる、といったことを盛り込んではどうかと思う。

(委員) 私は実際に芝生を植えたりもするが、芝生は3年放置するとすぐに雑草だらけになってしまう。芝生化をした箇所については5年後ぐらいの状況を確認する必要があるのではないか。また学校に芝生を植える場合には、雑草対策として除草剤を使用するのが適切かという点も考える必要があると思う。そのような状況なので、芝生にあまり固執するのもどうかと思う。

また、私の地域では河川沿いにサクラが植樹されている。近年、風水害で河川堤防が決壊する事例が非常に増えているが、サクラを植えるというのは土手の決壊を防ぐ先人の知恵であり、そういう取組も加えると良いのではないか。サクラの花が住民の心を和ませるという効果もある。川沿いに沿って3kmほどヒガンバナが植えられた場所もあり、非常に好評で観光客が来ており、街の賑わいにつながっている例もある。

資料6で「波及的効果を創出している事例」として紹介されている鍋倉公園についてはよく知っているが、子どもはあまり出入りしていない印象。

(事務局) 委員からお話のあった学校の校庭の芝生化については、第2期事業の時期に、特に但馬地域の幼稚園・小学校でポット苗を植えて芝生と雑草を共存させるような鳥取方式と呼ばれる工法を採用して多く実施されたが、現在もきれいに維持管理されている状況である。

県民まちなみ緑化事業では、事業実施後5年間は維持管理状況の報告を受けて確認をしており、維持管理不良の状況などがあれば、専門家を派遣して指導するといったサポートを行っている。

(委員) 県民まちなみ緑化事業による人口集中地区での緑化は進捗が思わしくないということだったが、資料4でひょうご花緑創造プランの中間目標とされている「人口集中地区の緑地割合 平成32年に24.2%」もやはり達成が難しいのか。

(事務局) 今年度、衛星写真を使った緑被率調査を実施しており、市街化区域及び人口集中地区の緑地割合を把握しようとしているところである。現在、データの整理中ではあるが、中間目標については達成できる見込みである。正式な結果については、次回以降報告させていただく。

(委員) 県民まちなみ緑化事業以外の民間の動き等によって、緑が増えたということか。

(事務局) そういうことになる。

(委員) 人口集中地区で緑地を増やしたいのであれば、人口集中地区とその他の地域とで補助のやり方を分けてもいいのではないか。人口集中地区であれば工法を少し工夫しなければならない場合もあるだろうし、補助限度額や㎡あたり単価の限度額を変えるなどを検討しては。

(委員) より効果の高い予算の執行方法の検討が必要だというご意見だと思う。次回、改めて事務局から議論の材料を提供してほしい。

次回以降は、本日の議論の結果を踏まえ、県民まちなみ緑化事業及びひょうご花緑創造プランの今後のあり方について少しずつ議論を深めていきたいので、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。